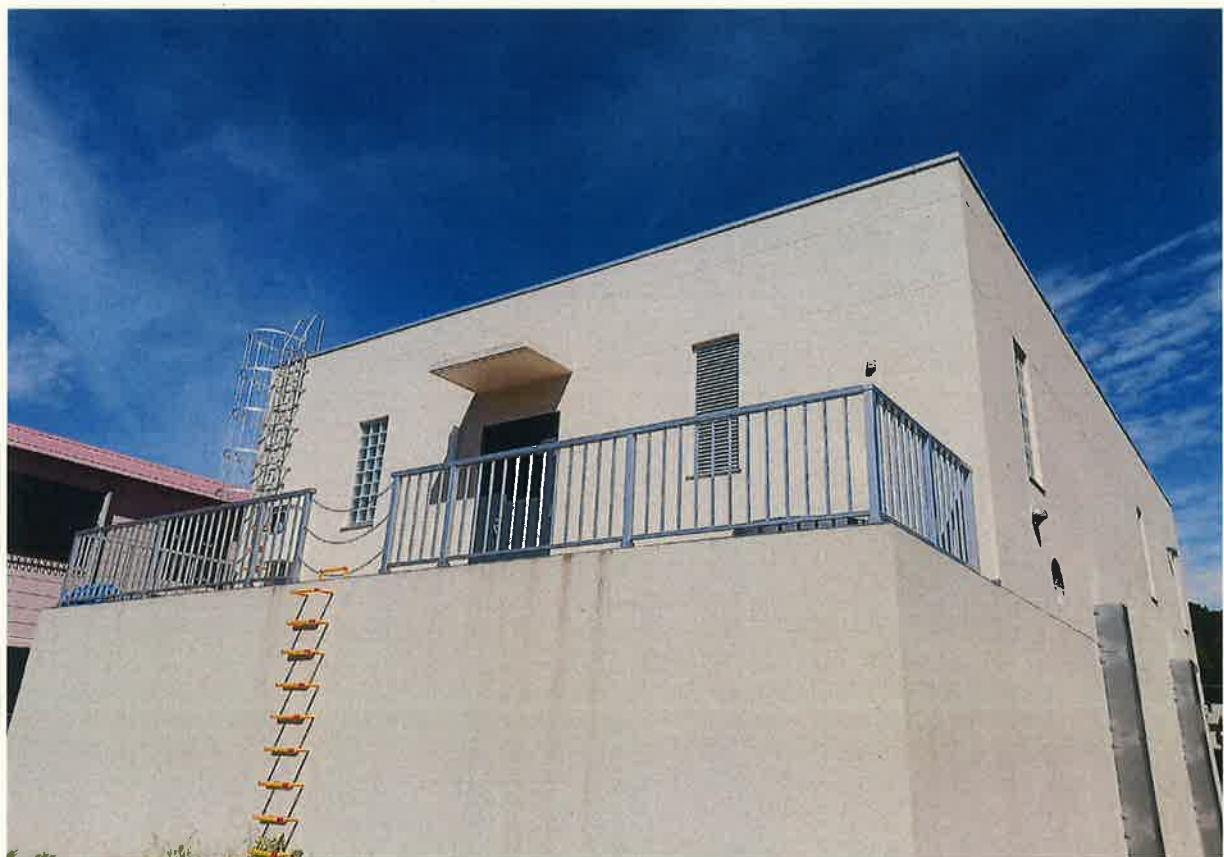


令和 6 年度
愛川町水質検査計画



(戸倉浄水場第 2 浄水池)

愛川町水道事業所

目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	原水及び水道水（浄水）の状況	2
4	採水場所	3
5	水質検査項目及び検査頻度	3
6	水質検査方法及び水質検査の自己／委託の区分	5
7	臨時の水質検査	5
8	水質検査計画及び検査結果の公表	5
9	水質検査結果の評価	6
10	水質検査計画の見直し	6
11	水質検査の精度と信頼性の保証について	6
12	関係者との連携について	6
13	別表・図 目次	7

1 基本方針

愛川町では、町水道事業所の給水区域内で供給する水が給水栓において水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

本計画では、水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスパリジウム等及び指標菌など水道法をはじめとする法令等で定められた項目における水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由等を記しております。

また、臨時に行う水質検査についても、行う際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにするとともに水質管理目標設定項目に含まれる農薬類についても、必要に応じて検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1)水道事業体名	愛川町
(2)給水人口	26,964人(令和5年3月31日現在)
(3)水道普及率	99.93パーセント(給水人口26,964人／給水区域内人口26,983人)
(4)一日最大給水量	11,360立方メートル(令和4年度)
(5)水源の名称	塩川添水源、戸倉水源、滝ノ沢水源、中津水源
(6)水源種別	表流水(河川水)2、地下水(浅井戸)5
(7)浄水処理方法	ろ過設備(緩速ろ過)、紫外線処理、次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒
(8)浄水施設	稼働中の浄水施設は表1のとおりです

表1 浄水施設の概要

浄水場名称	塩川添浄水場	戸倉浄水場	高峰浄水場
所 在 地	半原字塩川添	角田字戸倉	三増字滝ノ沢
水 源	浅井戸	浅井戸	表流水
処理方法	塩素消毒	紫外線処理 塩素消毒	ろ過設備(緩速ろ過) 塩素消毒
処理能力(m ³ /日)	1,500	10,600	2,400

浄水場名称	中津浄水場
所 在 地	中津字二井坂
水 源	浅井戸
処理方法	紫外線処理 塩素消毒
処理能力 (m ³ /日)	5,400(6,500)

※細野浄水場については、R2年度より使用休止

3 原水及び水道水(浄水)の状況

(1) 原水(浄水場入口の水)の状況

原水の留意すべき対象項目及び対処方法は表2のとおりです。

表2 原水の留意すべき対象項目及び対処方法

水 源 名	留意すべき事項	対象項目	対処方法
塩川添水源	大腸菌、一般細菌	クリプトスボリジウム ジアルジア	濁度管理、塩素消毒 取水停止 (他水系に切り替え)
戸倉水源	大腸菌、一般細菌	クリプトスボリジウム ジアルジア	濁度管理、塩素消毒 紫外線処理
滝ノ沢水源	降雨による濁水	濁 度	取水停止 (他水系に切り替え)
中津水源	大腸菌、一般細菌	クリプトスボリジウム ジアルジア	濁度管理、塩素消毒 紫外線処理

(2) 水道水(浄水)の状況

各浄水場では、原水の状況を踏まえて適正な浄水処理を行っており、水道水は、これまでの検査結果によると、水質基準を全て満足していることから、安全で良質な水をお届けしております。

4 採水場所

- (1) 毎日行う検査項目については、水源・配水系統別に 7箇所(半原地区(3箇所)、田代地区(1箇所)、三増地区(1箇所)、角田地区(1箇所)、中津地区(1箇所))の配水管末地点付近の給水栓で検査を行います。
- (2) 水質基準項目についても、水源・配水系統別に 7箇所の採水場所を設けております。
採水場所は、水道施設(1箇所)、児童館跡地(1箇所)、公共施設(5箇所)の蛇口から採水します。なお、水質管理上必要である原水についても各水源地より採水します。
- (3) 水質管理目標設定項目(農薬類を除く)については、水質基準項目と同一箇所にて採水します。また、農薬類(115項目)については、使用頻度を考慮し水源・配水系統別に 4箇所の採水場所を設けました。
なお、採水地点につきましては、別図 採水地点一覧のとおりです。

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査

水の色や濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は、水道法に基づき 1日 1回の検査を行います。

(2) 水質基準項目の検査(51項目)

検査項目と検査頻度は別表 1、別表 2-1 から 2-4 のとおり行います。

ア 概ね 1か月に 1回の検査項目

(ア) 概ね 1か月に 1回以上検査する項目は下記の 9項目です。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素量 TOC)、pH 値、味、臭気、
色度、濁度

イ 概ね 3か月に 1回の検査項目

(ア) 概ね 3か月に 1回以上検査する項目は下記の 18項目です。

シアノ化合物イオン及び塩化シアノ、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、
クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモ
ジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、カルシウム及
びマグネシウム(硬度)、蒸発残留物

(イ) 上記以外の 24項目については過去の検出状況や水源の状況から判断すると検査頻度を減少できる項目のため、年 1回の検査を行います。

ウ 概ね 1年に 1回の原水検査

(ア) 概ね 1年に 1回の検査項目する項目は下記の 40項目です。

一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム及びその化合物、亜硝酸態窒素、
シアノ化合物イオン及び塩化シアノ、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、
ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ

クロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスピン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物等(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

(3) 水質管理目標設定項目の検査

水質基準を補完する水質管理目標設定項目については、別表3とし、必要に応じて検査を実施します。

浄水については、亜塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、臭気強度の5項目及び農薬類115項目について年1回の検査を行います。なお、農薬類の115項目については、別表4のとおりです。

原水については、アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、遊離炭素、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-t-ブチルエーテル、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、腐食性(ランゲリア指数)、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の12項目について年1回の検査を行います。

(4) その他検査必要項目

その他検査必要項目は、クリプトスポリジウム等対策として定期的に原水のクリプトスポリジウム及びジアルジア、指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)の検査を行います。

クリプトスポリジウム等の検査は、緩速ろ過及び紫外線処理の整備がされている滝ノ沢水源、戸倉第三水源、戸倉第四水源、中津第一水源及び中津第二水源については年1回、塩川添水源については年4回検査を行います。なお、塩川添水源については、クリプトspoリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設が整備されていないため、毎月指標菌検査を行います。

次に、平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生後、周辺環境から放射性物質が検出されたことを受け、厚生労働省から関係市町村に対して、地方自治法に基づく技術的な助言として、水道水中の放射性物質のモニタリングの実施と指標等を超えた場合の摂取制限及び広報等の要請が通知されております。本町においても、主要な浄水場における給水栓において放射性物質のモニタリングを行っており、平成23年3月からの測定結果につきましては、放射性物質の不検出*が続いております。



なお、平成27年4月からの検査につきまして、厚生労働省の通知やこれまでの検査結果を踏まえ、1ヶ月に1回以上の検査から3ヶ月に1回以上として放射性セシウム(放射性セシウム134及び137)を対象にモニタリング測定を行います。

*「不検出」とは、検出限界値未満を意味しています。また、「検出限界値」は放射能の特性として、同じ機器で測定をしても検体ごとに変動するため、測定ごとに検出限界値を示しています。

6 水質検査方法及び水質検査の自己／委託の区分

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。

なお、本町では、水質検査を行うための必要な検査施設を設けていないため、水道法第20条第3項により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に検査を委託して行います。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明又は証拠物件としての必要性がなくなるまで、冷蔵保存いたします。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき

- ・ 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- ・ 集中豪雨、洪水のとき
- ・ 渇水のとき
- ・ 障害生物が増殖したとき

(2) 水源に異常があったとき

- ・ 臭気または味に著しい変化を生じた場合
- ・ 魚が死んで多数浮上した場合
- ・ 塩素消毒のみで給水している水道水源に、ごみや汚泥などの汚物を発見した場合

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺等で消化器系感染症が流行しているとき

(4) 净水過程に異常があったとき

(5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

(6) その他特に必要があると認められるとき

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は需要者に公表させていただきながら、毎年よりよい計画書を作成してまいります。

なお、公表の方法は、水道事業所受付窓口、町ホームページで行います。また、検査結果につ

いても、公表いたします。

9 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価は、検査項目ごとに水質基準値と比較し、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保できるため必要な対策を講じます。

10 水質検査計画の見直し

水質検査計画は、法律の改正や検査結果等をもとに、毎年見直しを行い、安全で良質な水の供給に努めます。

11 水質検査の精度と信頼性の保証について

町では、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

なお、水質基準項目及び水質管理目標設定項目（農薬類を除く。）に関する水質検査方法における定量下限は、原則として水質基準値及び目標値の 10 分の 1 であり、「水質基準項目の測定精度」に示されている精度を確保しております。

また、水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業者等が水質検査を委託する際の水質検査の委託に関する規定を追加するとともに、登録検査機関の水質検査に関する規定並びに国による登録検査機関への指導及び助言に関する規定を改正することにより、本町においても水質検査の委託に当たり登録検査機関への水質検査の精度と信頼性の確保に努めております。

12 関係者との連携について

水源の周辺で、水質事故が発生した場合は、県保健福祉事務所と連携して現場調査及び臨時の水質検査を行います。

13 別表・図 目次

- ・ 別表1 水質検査項目
- ・ 別表2-1 水質基準項目の検査(塩川添系浄水)
- ・ 別表2-2 水質基準項目の検査(戸倉系浄水)
- ・ 別表2-3 水質基準項目の検査(高峰系浄水)
- ・ 別表2-4 水質基準項目の検査(中津系浄水)
- ・ 別表3 水質管理目標設定項目に係る検査項目
- ・ 別表4 水質管理目標設定項目(農薬)
- ・ 別表5 水質検査日程表
- ・ 別表6 浄水場ごとの令和5年1月から令和5年12月の水質検査結果の最大値
- ・ 図 採水地点一覧

別表1 令和6年度 水質検査項目パターン

検査項目	年/1回	年/1回	3月/1回	1月/1回
	51項目	原水 40項目	27項目	9項目
1 一般細菌	○	○	○	○
2 大腸菌	○	○	○	○
3 カリミウム及びその化合物	○	○		
4 水銀及びその化合物	○	○		
5 セレン及びその化合物	○	○		
6 鉛及びその化合物	○	○		
7 ヒ素及びその化合物	○	○		
8 六価クロム及びその化合物	○	○		
9 亜硝酸態窒素	○	○	○	
10 シアン化物イオンおよび塩化シアン	○	○	○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	
12 フッ素及びその化合物	○	○		
13 ホウ素及びその化合物	○	○		
14 四塩化炭素	○	○		
15 1,4-ジオキサン	○	○		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○		
17 ジクロロメタン	○	○		
18 テトラクロロエチレン	○	○		
19 トリクロロエチレン	○	○		
20 ベンゼン	○	○		
21 塩素酸	○		○	
22 クロロ酢酸	○		○	
23 クロロホルム	○		○	
24 ジクロロ酢酸	○		○	
25 ジブロモクロロメタン	○		○	
26 臭素酸	○		○	
27 総トリハロメタン	○		○	
28 トリクロロ酢酸	○		○	
29 ブロモジクロロメタン	○		○	
30 ブロモホルム	○		○	
31 ホルムアルデヒド	○		○	
32 亜鉛及びその化合物	○	○		
33 アルミニウム及びその化合物	○	○		
34 鉄及びその化合物	○	○	○	
35 銅及びその化合物	○	○	○	
36 ナトリウム及びその化合物	○	○		
37 マンガン及びその化合物	○	○		
38 塩化物イオン	○	○	○	○
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	
40 蒸発残留物	○	○	○	
41 陰イオン界面活性剤	○	○		
42 ジエオスシン	○	○		
43 2-メチルイソホルネオール	○	○		
44 非イオン界面活性剤	○	○		
45 フェノール類	○	○		
46 有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○
47 pH値	○	○	○	○
48 味	○	○	○	○
49 臭気	○	○	○	○
50 色度	○	○	○	○
51 濁度	○	○	○	○

別表2-1 水質基準項目の検査(塩川添系浄水)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基 1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用のため
基 27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 31	ホルムアルデヒト	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基 40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基 41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 43	2-メチルイソポルネオール	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以下のため
基 45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 47	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 48	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 49	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 50	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 51	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎 1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

その他	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌) クリプトスボリジウム及びジアルジア		12回/年 4回/年	塩素消毒のみのため
-----	--------------------------------------	--	---------------	-----------

別表2-2 水質基準項目の検査(戸倉系浄水)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基 1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランスクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用のため
基 27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 31	ホルムアルデヒト	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基 40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基 41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 43	2-メチルイソポルネオール	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以下ため
基 45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 47	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 48	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 49	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 50	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 51	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎 1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

その他	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌) クリプトspoリシウム及びジアルジア		11回/年 1回/年	クリプトspoリシウム対策として、紫外線処理設備を整備済のため
-----	---------------------------------------	--	---------------	---------------------------------

別表2-3 水質基準項目の検査(高峰系浄水)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基 1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用のため
基 27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 31	ホルムアルデヒト	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基 40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基 41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以下のため
基 45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 47	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 48	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 49	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 50	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 51	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎 1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

その他	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌) クリプトスボリジウム及びジアルジア		11回/年 1回/年	クリプトスボリジウム対策として、緩速ろ過池を整備済みのため
-----	--------------------------------------	--	---------------	-------------------------------

別表2-4 水質基準項目の検査(中津系浄水)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
基 1	一般細菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 2	大腸菌	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 3	カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 4	水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 5	セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 6	鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 7	ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 8	六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 9	亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 12	フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 13	ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 14	四塩化炭素	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 15	1,4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 17	ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 18	テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 19	トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 20	ベンゼン	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 21	塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 22	クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 23	クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 24	ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 25	ジブロモクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 26	臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	次亜塩素酸ナトリウムを使用のため
基 27	総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 28	トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 29	プロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 30	プロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 31	ホルムアルデヒト	×	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
基 32	亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 33	アルミニウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 34	鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 35	銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	性状確認のため
基 36	ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 37	マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 38	塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基 40	蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以上のため
基 41	陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下ため
基 42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月1回以上	1回/年	水源に汚染源が存在しないため
基 44	非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/5以下のため
基 45	フェノール類	○	1回/3月	1回/年	過去3年間の測定結果が基準値の1/10以下のため
基 46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 47	pH値	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 48	味	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 49	臭気	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 50	色度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
基 51	濁度	×	1回/月	1回/月	省略不可項目
毎 1	色	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 2	濁り	×	1回/日	1回/日	省略不可項目
毎 3	消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	省略不可項目

その他	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌) クリプトスボリシウム及びジアルジア	1回/年 1回/年	クリプトスボリシウム対策として紫外線処理設備を整備済のため
-----	--------------------------------------	--------------	-------------------------------

別表3 水質管理目標設定項目に係る検査項目

	項目	目標値	原水	浄水
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下	○	
4	削除	—		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	○	
6	削除	—		
7	削除	—		
8	トレエン	0.4mg/l以下	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l以下	○	
10	亜塩素酸	0.6mg/l以下		○
11	削除	—		
12	二酸化塩素	0.6mg/l以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)		○
14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)		○
15	農薬類(注)	検出値と目標値の比の和として、1以下		○
16	残留塩素	1mg/l以下		○
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	10~100mg/l		
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下		
19	遊離炭酸	20mg/l以下	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	○	
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	○	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	○	
23	臭気強度	3以下		○
24	蒸発残留物	30~200mg/l		
25	濁度	1度以下		
26	pH値	7.5程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度とし極力0に近づける	○	
28	従属栄養細菌	2000集落/ml以下(暫定)		
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下		
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/l以下(暫定)	○	

(注)対象農薬は115項目

別表4 水質管理目標設定項目（農薬）

番号	農薬名	目標値 (mg/L)	用途	番号	農薬名	目標値 (mg/L)	用途
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05	殺虫剤	61	チオペンカルブ	0.02	除草剤
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	除草剤	62	テフリルトリオン	0.002	除草剤
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	除草剤	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	除草剤
4	EPN	0.004	殺虫剤	64	トリクロピル	0.006	殺虫剤
5	MCPA	0.005	除草剤	65	トリクロルホン(DEP)	0.005	殺虫剤
6	アシュラム	0.9	殺虫剤	66	トリシクゾール	0.1	殺菌剤、除草剤、植物成長調整剤
7	アセフェート	0.006	殺虫剤、殺菌剤	67	トリフルラリン	0.06	除草剤
8	アトラシン	0.01	除草剤	68	ナプロパミド	0.03	除草剤
9	アニロホス	0.003	除草剤	69	パラコート	0.01	除草剤
10	アミトラズ	0.006	殺虫剤	70	ビペロホス	0.0009	除草剤
11	アラクロール	0.03	除草剤	71	ビラクロニル	0.01	除草剤
12	イソキサチオン	0.005	殺虫剤	72	ビラゾキシンフェン	0.004	除草剤
13	イソフェンホス	0.001	殺菌剤	73	ビラゾリネート(ビラゾレート)	0.02	殺虫剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	殺虫剤	74	ビリダフェンチオン	0.002	除草剤
15	イソプロオラン(IPT)	0.3	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	75	ビリブチカルブ	0.02	除草剤
16	イブフェンカルバゾン	0.002	除草剤	76	ビロキオン	0.05	殺虫剤、殺菌剤
17	イプロベンホス(IPB)	0.09	殺菌剤	77	フィプロニル	0.0005	殺虫剤、殺菌剤
18	イノクタジン	0.006	殺虫剤、殺菌剤	78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	殺虫剤、殺菌剤
19	インダノファン	0.009	除草剤	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	殺虫剤、殺菌剤
20	エスプロカルブ	0.03	除草剤	80	フェリムゾン	0.05	殺虫剤
21	エトフェンプロックス	0.08	殺虫剤	81	フェンチオン(MPP)	0.006	殺虫剤
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	殺虫剤	82	フェントエート(PAP)	0.007	殺虫剤、殺菌剤
23	オキサジクロメホン	0.02	除草剤	83	フェントラザミド	0.01	除草剤
24	オキシン銅(有機銅)	0.03	殺虫剤、殺菌剤	84	フサライト	0.1	殺虫剤、殺菌剤
25	オリサストロビン	0.1	殺虫剤、殺菌剤	85	ブタクロール	0.03	除草剤
26	ガズサホス	0.0006	殺虫剤	86	ブタミホス	0.02	除草剤
27	カフェンストロール	0.008	殺虫剤、殺菌剤	87	ブロフェジン	0.02	殺虫剤、殺菌剤
28	カルタップ	0.08	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	88	フルアジナム	0.03	殺菌剤
29	カルバリル(NAC)	0.02	殺虫剤	89	プレチラクロール	0.05	除草剤
30	カルボフラン	0.0003	代謝物	90	プロシミドン	0.09	殺菌剤
31	キノクラミン(CAN)	0.005	除草剤	91	プロチオホス	0.007	殺虫剤
32	キャプタン	0.3	殺菌剤	92	プロピコナゾール	0.05	殺菌剤
33	クミルロン	0.03	除草剤	93	プロビザミド	0.05	除草剤
34	グリホサート	2	除草剤	94	プロベナゾール	0.03	殺虫剤、殺菌剤
35	グルホシネット	0.02	除草剤、植物成長調整剤	95	プロモブチド	0.1	殺虫剤、殺菌剤
36	クロメプロップ	0.02	除草剤	96	ペノミル	0.02	殺菌剤
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	除草剤	97	ベンシクロン	0.1	殺虫剤、殺菌剤
38	クロルピリホス	0.003	殺虫剤	98	ベンゾピシクロン	0.09	除草剤
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	殺虫剤、殺菌剤	99	ベンゾフェナップ	0.005	除草剤
40	シアナジン	0.001	除草剤	100	ベンタゾン	0.2	除草剤
41	シアノホス(CYAP)	0.003	殺虫剤	101	ベンディメタリン	0.3	除草剤、植物成長調整剤
42	ジウロン(DCMU)	0.02	除草剤	102	ベンフラカルブ	0.02	殺虫剤、殺菌剤
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	除草剤	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	除草剤
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	殺虫剤	104	ベンフレセート	0.07	除草剤
45	ジクワット	0.01	除草剤	105	ホスチアゼート	0.005	殺虫剤
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	殺虫剤	106	マラチオン(マラソン)	0.7	殺虫剤
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 (二酸化塩素を含む)	殺虫剤、殺菌剤	107	メコプロップ(MCPP)	0.05	除草剤
48	ジチオピル	0.009	除草剤	108	メソミル	0.03	殺虫剤
49	シハロホップブチル	0.006	除草剤	109	メタラキシル	0.2	殺虫剤、殺菌剤
50	シマジン(CAT)	0.003	除草剤	110	メチダチオン(DMTP)	0.004	殺虫剤
51	ジメタメトリン	0.02	除草剤	111	メトミノストロビン	0.04	殺虫剤、殺菌剤
52	ジメトエート	0.05	殺虫剤	112	メトリブジン	0.03	除草剤
53	シメトリン	0.03	除草剤	113	メフェナゼット	0.02	除草剤
54	ダイアジノン	0.003	殺虫剤、殺菌剤	114	メプロニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤
55	ダイムロン	0.8	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	115	モリネート	0.005	除草剤
56	ダゾメット、タムス及びメチルイソチオシアネット (MTC-I-IG測定する)	0.01 (メチルイオシン アホーデー)	殺虫剤、殺菌剤				
57	チアジニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤				
58	チウラム	0.02	殺虫剤、殺菌剤				
59	チオジカルブ	0.08	殺虫剤				
60	チオファネートメチル	0.3	殺虫剤、殺菌剤				

別表5 水質検査日程表

採水場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛川町消防署半原分署 (給水栓)塩川添系	9項目	51項目	9項目	9項目	9項目	27項目	9項目	27項目	9項目	9項目	27項目	9項目
ラビンプラザ (給水栓)塩川添系	9項目	51項目	9項目	9項目	9項目、農業類 水質監視(浄水)	27項目	9項目	27項目	9項目	9項目	27項目	9項目
愛川受水池 (給水栓)戸倉系	9項目	51項目	9項目	9項目	9項目、農業類 水質監視(浄水)	27項目	9項目	27項目	9項目	9項目	27項目	9項目
二増公園 (給水栓)戸倉系	9項目	51項目	9項目	9項目	9項目	27項目	9項目	27項目	9項目	9項目	27項目	9項目
田代マンホールポンプ場 (給水栓)戸倉系	9項目	51項目	9項目	9項目	9項目	27項目	9項目	27項目	9項目	9項目	27項目	9項目
消防2・2器具舎 (給水栓)高峰系	9項目	51項目	9項目	9項目	9項目、農業類 水質監視(浄水)	27項目	9項目	27項目	9項目	9項目	27項目	9項目
旧坂本児童館跡地 (給水栓)中津系	9項目	51項目	9項目	9項目	9項目、農業類 水質監視(浄水)	27項目	9項目	27項目	9項目	9項目	27項目	9項目
塩川添第三水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	40項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	クリアト及びシアルシニア
戸倉第三水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	40項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	クリアト及びシアルシニア
戸倉第四水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	40項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	クリアト及びシアルシニア
滝ノ沢水源 (原水、緩速ろ過)	指標菌	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	40項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	クリアト及びシアルシニア
中津第一水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	40項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	クリアト及びシアルシニア
中津第二水源 (原水、浅井戸)	指標菌	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	40項目、指標菌 水質監視(原水)	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	指標菌	クリアト及びシアルシニア	指標菌	クリアト及びシアルシニア
計(検体数)	13	13	14		36	13	14	13	13	14	13	14

別表6 净水場ごとの令和5年1月から令和5年12月の水質検査結果の最大数値

分類	定期検査項目	基準値 (mg/L)	塩川添浄水場 ※1	戸倉浄水場 ※2	高峰浄水場	中津浄水場
健康に関する項目	1 一般細菌	100個/ml以下	0	1	1	0
	2 大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3 フッミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	4 水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
	5 セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	6 鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	7 ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	8 六価クロム化合物	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	9 垂硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
有機化学物質	11 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	10	1.00	0.97	4.2	1.4
	12 フッ素及びその化合物	0.8	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
	13 ホウ素及びその化合物	1.0	0.015	0.011	0.009	0.011
	14 四塩化炭素	0.002	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	15 1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
	17 ジクロロメタン	0.02	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	18 テトラクロロエチレン	0.01	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	19 トリクロロエチレン	0.01	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
	20 ベンゼン	0.01	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満
消毒副生成物	21 塩素酸	0.6	0.08	0.06未満	0.06未満	0.06
	22 クロロ酢酸	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	23 クロロホルム	0.06	0.0006	0.0003	0.0002	0.0003
	24 ジクロロ酢酸	0.04	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
	25 ジプロモクロロメタン	0.1	0.001	0.0004	0.006	0.0014
	26 臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	27 総トリハロメタン	0.1	0.0026	0.0011	0.013	0.0033
	28 トリクロロ酢酸	0.03	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	29 ブロモジクロロメタン	0.2	0.0010	0.0005	0.0015	0.0012
	30 ブロモホルム	0.09	0.0001	0.0001未満	0.0057	0.0004
水道水が有すべき性状に関する項目	31 ホルムアルデヒド	0.08	0.005未満	0.007	0.005未満	0.005未満
	32 亜鉛及びその化合物	1.0	0.003	0.006	0.001未満	0.003
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.001	0.003	0.002	0.003
	34 鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	35 銅及びその化合物	1.0	0.009	0.072	0.002	0.008
	36 ナトリウム及びその化合物	200	4.7	3.9	7.0	4.3
	37 マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	38 塩化物イオン	200	2.8	2.3	6	3.5
	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	65	55	99	59
	40 蒸発残留物	500	126	101	203	115
基礎的性状	41 陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	42 ジエオスミン	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	43 2-メチルイソポルネオール	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	44 非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	45 フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.3	0.2	0.3	0.3
	47 pH値	5.8~8.6	7.4	7.2	8.0	7.4
	48 味	異常でない	異常無	異常無	異常無	異常無
	49 臭気	異常でない	異常無	異常無	異常無	異常無
	50 色度	5	1度未満	1度未満	1度未満	1度未満
	51 濁度	2	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満

※1 塩川添浄水場については、2箇所(採水箇所:消防署半原分署、半原公民館(ラビンプラザ))の中での最大数値です。

※2 戸倉浄水場については、3箇所(採水箇所:愛川受水池、田代マンホールポンプ場、三増公園)の中での最大数値です。

図 採水地点一覧

